

# 平成27年度 八峰町職員採用試験のお知らせ

## 1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
短大高専卒 保健師	若干名	保健師の業務に従事します
高校卒 一般行政		一般的な行政事務に従事します



※「短大高専卒」は短期大学、高等専門学校卒業程度、「高校卒」は高等学校卒業程度の教養試験のことです。

## 2. 受験資格

短大高専卒 保健師	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有するか、平成28年3月31日までに取得予定の方。
高校卒 一般行政	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方

## 3. 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成27年9月20日(日)	第1次試験合格者に通知します
受付開始	午前9時	
試験説明	午前9時50分～午前10時	
教養試験	午前10時～正午	
場所	秋田市下北手桜字守沢46-1 ノースアジア大学	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

## 4. 受験手続及び受付期間

### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は八峰町役場に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記し120円切手を貼った返信用封筒(A4)を必ず同封して簡易書留で郵送ください(普通郵便の事故には対応できません)。

※電子メールによる請求は受け付けていません。

### (2) 受付期間

平成27年8月5日(水)～8月26日(水)



## 5. 第1次試験合格発表 10月上旬 ※後日二次試験(作文・面接)を実施して、最終合格者を発表します。

## 6. 初任給 短大高専卒(保健師)は152,800円、高校卒(一般行政)は140,100円。

※学歴や職業経験年数による増額あり、その他、扶養手当・通勤手当・勤勉手当・寒冷地手当等の諸手当あり。

## 7. 問い合わせ及び申込先 〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地

八峰町総務課 ☎76-4601

詳細については、町のホームページにも掲載しています。(http://www.town.happou.akita.jp)

毎年の命日は、故人を偲んで…

しょうつきめい にち  
**祥月命日の料理**  
ならお任せください。

●お食事を挟み、ご家族でのご供養は  
いかがですか。

**ご法要料理**  
のことなら  
お任せください。

会席折詰、各種オードブル、  
お刺身、もちろんお寿司も!!

お寿司の宅配とお持ち帰り

**鮎待夢**  
すしたいむ  
SUSHI.TIME

能代店：能代市南陽崎31  
TEL.0185-55-3277

# 社会保障・税番号制度 マイナンバー制度 が始まります



## マイナンバーとは?

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。

生涯にわたって使うものですので、大切にしてください。

また、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

## ～マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく～

### 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

### 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

### 行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

## ～平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要となります～

### 社会保障関係の手続

年金の資格取得や確認、給付

雇用保険の資格取得や  
確認、給付

ハローワークの事務

医療保険の給付の請求

福祉分野の給付、生活保護

など

### 税務関係の手続

税務署に提出する  
確定申告書、  
届出書、法定調書などに記載

都道府県・市町村に  
提出する申告書、  
給与支払報告書などに記載

など

### 災害対策

防災・災害対策に関する事務

被災者生活再建支援金の給付

被災者台帳の作成事務

など

## ～マイナンバー制度実施の流れ～

平成27年10月以降

住民票の住所に通知  
住民票を有する方  
(住民票がある外国人を含む)に、12桁の  
マイナンバーが通知されます。

平成28年1月

マイナンバー利用開始  
社会保障の手続で、  
マイナンバーの利用  
が開始されます。申  
請者への個人番号カ  
ード交付も始まりま  
す。

平成29年1月

個人ごとのポータルサ  
イト(マイナポータル)  
運用開始  
マイナンバーを含む  
自分の情報をいつ、  
誰が、なぜ提供した  
のか確認できます。

平成29年7月

地方公共団体等も含め  
た情報連携を開始  
情報連携により事務  
が確実かつスムーズ  
になり、国民の負担  
が軽減されます。

■ 問合せ先 コールセンター ☎0570-20-0178 八峰町総務課 ☎76-4601

■ マイナンバーホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html